



鳥取県公報

平成29年 9 月26日（火）
号外第 7 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|---|
| ◇ 規 則 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (45) (循環型社会推進課) 3 |
|-------|---|

=====公布された規則のあらまし=====

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 産業廃棄物処理業者が取り扱う産業廃棄物について、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の含有の有無を変更した場合の手續等について定める。
- (2) 施行期日は、平成29年10月1日とする。

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 9 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第45号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(産業廃棄物処理業に係る変更の届出)</p> <p>第5条 法第14条第1項又は第6項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)は、取り扱う法第2条第4項に規定する産業廃棄物(以下「産業廃棄物」という。)について政令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物若しくは<u>水銀使用製品産業廃棄物又は同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等</u>の含有の有無を変更した場合には、速やかに様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>様式第3号(第5条関係) 産業廃棄物処理業変更届出書 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等関係用)</p> <p>職氏名 様</p> <p>年 月 日付第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る取り扱う産業廃棄物について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物若しくは<u>水銀使用製品産業廃棄物又は同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等</u>の含有の有無を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 届出者 氏名 ㊞ 〔法人にあっては名称及び代表者の氏名〕 電話番号</p> | <p>(産業廃棄物処理業に係る変更の届出)</p> <p>第5条 法第14条第1項又は第6項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)は、取り扱う法第2条第4項に規定する産業廃棄物(以下「産業廃棄物」という。)について政令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物の含有の有無を変更した場合には、速やかに様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>様式第3号(第5条関係) 産業廃棄物処理業変更届出書 (石綿含有産業廃棄物関係用)</p> <p>職氏名 様</p> <p>年 月 日付第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る取り扱う産業廃棄物について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物の含有の有無を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 届出者 氏名 ㊞ 〔法人にあっては名称及び代表者の氏名〕 電話番号</p> |
| <p>略</p> <p>注 略</p> | <p>略</p> <p>注 略</p> |

| | |
|---|--|
| 添付書類 | 添付書類 |
| 1 略 | 1 略 |
| 2 <u>含有の有無を変更した石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等</u> に係る事業計画書、事業の用に供する施設の種類・構造等を明らかにする書類 | 2 石綿含有産業廃棄物に係る事業計画書、事業の用に供する施設の種類・構造等を明らかにする書類 |

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。